

**高齢者福祉施設における救急要請の手引き
(119番通報の手引き)**

令和2年7月

三観広域行政組合消防本部

はじめに

近年、介護施設や居住系施設など高齢者入所施設、また、住宅型有料老人ホームを中心とした高齢者住宅が整備され、要援護状態の高齢者の救急搬送が年々増えてきています。

高齢者福祉施設等からの救急要請は緊急性が高い案件が多く、速やかな対応が必要ですが、利用者に係る情報が不十分である等により、受入医療機関の選定や医療機関への搬送までにかかる時間が長くなってしまいうケースもあります。

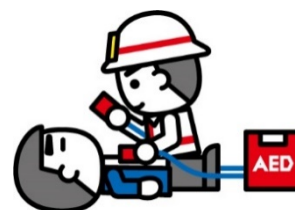
このような状況を踏まえ、三観広域行政組合消防本部では、施設利用者の皆さまが安全・安心に暮らせることを願いつつ、いざというときの対応を確認し、施設職員と救急隊が理解を深め、より円滑な救急対応を行えることを目的として、救急要請の手引きと「情報提供シート」を作成しました。

休日・夜間の職員が少ない状況での対応においても、あらかじめ「情報提供シート」に必要なことを記入しておき、救急隊に提供していただくことでスムーズな搬送に繋がりますので、積極的な活用をお願いするとともに、救急対応時の高齢者施設・救急隊・医療機関の連携体制の構築にご協力下さいますようお願いいたします。

この手引きにより、高齢者施設における救急対応の円滑化が図られ、利用者の安全・安心の向上に寄与すれば幸いです。

目 次

救急対応（救急要請を行うとき）の手順.....	1
救急要請（119番通報）.....	2
1 緊急を要する症状.....	2
2 救急要請時のお願い.....	2～3
情報提供シート（記入例）.....	巻末



《 問い合わせ先 》

三観広域行政組合消防本部 消防防災課救急救助係 TEL：0875-23-3973

救急対応（救急要請を行うとき）の手順

緊急事態発生

- ◇ 緊急事態の発生を施設内の職員に知らせ、発生場所にできるだけ多くの職員を集めてください。
- ◇ 集まった職員の役割分担をしてください。
 - ・ 119番通報をする人
 - ・ 応急手当（心肺蘇生）をする人
 - ・ AEDを取りに行く人
 - ・ 救急隊を誘導する人（施設入口の開錠をお願いします）
- ◇ かかりつけ医・協力医療機関がある場合は、連絡してください。
- ◇ あらかじめ搬送先医療機関を確保されている場合は、救急隊（指令員）に情報提供してください。

119番通報

- ◇ 通報の際に確認させていただく主な内容
 1. 住所、施設名称
 2. いつ、誰が、どこで、どうした（どのような状態）
(例)
 - ○時○分頃
 - ○○歳（性別）の入所者が
 - 食事中にのどを詰まらせて
 - 意識がありません。
 3. 実施している処置
(例) 心肺蘇生、AEDの使用 など
- ◇ 必要に応じ、指令員から心肺蘇生法等の口頭指導があります。



応急手当の実施

- ◇ すみやかに応急手当（心肺蘇生等）を行ってください。
- ◇ 胸骨圧迫は、到着した救急隊が交代するまで継続してください。

救急隊の誘導

- ◇ 傷病者のところへ誘導してください。
- ◇ なにが起こったのか説明してください。
- ◇ **【情報提供シート】**等で傷病者情報等を提供してください。

救急隊による救命処置

施設職員の同乗

- ◇ 搬送先医療機関への申し送りが必要です。
- ◇ 傷病者の状況がわかる方が同乗してください。
- ◇ 看護、介護記録等を持参してください。
(例) □お薬手帳 □保険証 □看護記録 □介護記録 □履物

救急要請（119番通報）

尊い命を救うためには、施設職員による「119番通報」「応急手当」、救急隊による「救命処置」、医師による「医療処置」が途切れることなく、いずれも迅速に行われる必要があります。

緊急事態はいつ起きるかわかりません。特に、休日・夜間は施設職員が少なくなります。いざというときに慌てないために、各職員がどのように行動すればよいのかを施設内で検討し、事前に対応マニュアルなどを作成しておいてください。

1 緊急を要する症状

急に意識がなくなったり、急に状態が悪くなったときなど、緊急を要する症状が現れている場合には、迷わずに救急車を要請（119番通報）してください。

【救急車以外の搬送手段の検討について】

高齢化社会の進展に伴い、救急車の要請件数は年々増加しています。

緊急に医療機関等へ搬送する必要がない場合は、施設が所有する車両、介護タクシー、患者等搬送事業者等の利用をお願いします。

2 救急要請時のお願い

救急要請時には、次のことに留意してください。

(1) 応急手当（心肺蘇生等）の実施

呼吸・反応がない場合は、速やかに心肺蘇生（胸骨圧迫及び人工呼吸）を実施し、AEDがあれば直ちに使用してください。心肺蘇生は、到着した救急隊が交代するまで継続してください。

【応急手当の習得と実施】

施設利用者の方が生命の危機に陥っているときには、救急隊の到着を待たず、すみやかに救いの手を差し伸べなければなりません。一刻を争う事態に備えて、応急手当を多くの施設職員の方々が身につけておくことが大変重要であると考えられます

三観広域行政組合消防本部では、各種救命講習を実施しています。

- ・普通救命講習Ⅰ 3時間
- ・普通救命講習Ⅱ 4時間（業務の内容から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが想定される方を対象）

- ・上級救命講習 8時間
- ・応急手当普及員講習 24時間（3日間）

※お問い合わせ・お申し込みは、消防本部消防防災課
またはお近くの消防署へご相談ください。

救命講習のご案内



(2) 救急隊の誘導と施錠解除

救急車のサイレンの音が聞こえてきたら施設の外（玄関等入口がわかる位置）まで出て、救急車を誘導してください。救急隊が到着したら入口の開錠と、傷病者の居場所まで誘導をお願いします。

(3) 情報提供

「情報提供シート」を利用者ごとに事前に作成しておき、救急要請時に必要事項を追記し、到着した救急隊に渡してください。

記載された情報は救急業務以外の目的では使用しません。（搬送先医療機関へ情報提供することがあります。）

※あくまでこの「情報提供シート」はひな形であり、情報提供にあたっては既存の様式等があればその様式をお使いいただいて構いません。内容については、この「情報提供シート」と同等程度でお願いします。

記載内容の定期的な更新をお願いします。

【救急要請時におけるD N A Rへの対応について】

救急隊が現場に到着した際、傷病者が心肺停止状態でありながら、ご家族や施設関係者から「心肺蘇生をせずに医療機関まで運んでほしい。」「往診医師が到着するまで待ってほしい。」などの要望を受けることがあります。

救急隊は救急要請があった時点で、救命に全力を尽くす義務がありますので、救命処置を行いながら迅速に医療機関へ搬送しなければなりません。

本人や家族からD N A R（蘇生を試みないで）の意思表示がある場合は、あらかじめ、かかりつけ医や協力医療機関に急変時の対応について相談し、本人や家族の意思にそえるよう、施設関係者間での情報共有に努めてください。

(4) その他

医療機関への搬送に際しては、発生時の状況がわかる方が救急車に同乗してください。（その場で同乗できない場合も、できるだけ早急に、必ず搬送医療機関への来院をお願いします。）

